

指定緊急避難場所について（用語の解説）

1. 「指定緊急避難場所」について

災害の危険から**命を守るために緊急的に避難する場所**です。災害発生時は、その災害に対応している指定緊急避難場所へ避難してください。例えば、大地震が発生し、津波の到達が予想される場合は、津波災害に対応している「指定緊急避難場所」に緊急的に避難します。

「指定緊急避難場所」は以下の災害種別ごとに指定されており、**地理院地図では、災害種別ごとに「指定緊急避難場所」を閲覧することができます。**

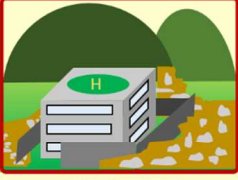
1. 洪水
2. 崖崩れ、土石流及び地滑り
3. 高潮
4. 地震
5. 津波
6. 大規模な火事
7. 内水氾濫
8. 火山現象

2. 指定緊急避難場所と指定避難所の違い

指定緊急避難場所は、津波、洪水等、災害による危険が切迫した状況において、住民等の生命の安全の確保を目的として**住民等が緊急に避難**する際の避難先として位置付けるものですが、**指定避難所**は、災害の危険性があり避難した住民等が、災害の危険性がなくなるまで**必要な期間滞在**し、または災害により自宅へ戻れなくなった住民等が**一時的に滞在**することを目的とした施設です。


○指定緊急避難場所（国土地理院のウェブ地図上で公開）
災害の危険から**命を守るために緊急的に避難**をする場所
土砂災害、洪水、津波、地震等の**災害種別ごとに指定**

【指定緊急避難場所のイメージ】



対象とする災害に
対し、安全な構造で
ある堅牢な建築物

土砂災害に対する
指定緊急避難場所の例




対象とする災害の
危険が及ばない学
校のグラウンド・駐
車場等


地震、大規模な火事等に対する
指定緊急避難場所の例

○指定避難所
災害の危険があり避難した住民等が、災害の危険がなくなるまで**必要な期間滞在**し、または災害により自宅へ戻れなくなった住民等が**一時的に滞在**することを想定した施設

【指定避難所のイメージ】



学校・体育館
等の施設



公民館等の
公共施設

※「指定緊急避難場所」、「指定避難所」は、ともに市町村長が指定。

（ご参考）以上と同様の説明は、以下の国土地理院のウェブサイトでもご覧いただけます。

<http://www.gsi.go.jp/bousaichiri/hinanbasho.html>